

弥生にぎわい拠点市民交流ホール利用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弥生にぎわい拠点市民交流ホール利用促進補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、弥生にぎわい拠点市民交流ホール（以下「市民交流ホール」という。）を運営する者が、市民交流ホールの利用促進を図るため、市民活動等で利用する団体の市民交流ホール利用料金を減免した額に対し補助金を交付し、もって本市中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、弥生にぎわい拠点市民交流ホールを運営する者とし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、次に掲げる各号のいずれにも該当する経費のうち、補助対象者が市民交流ホールの利用料を減免した額とする。

(1) 補助対象者が中心市街地の活性化に資すると認めた活動

(2) 鳥取市内に主たる事務所等を有する者が行う、次のいずれかに該当する市民活動等

ア 文化芸術活動

イ サテライトキャンパス等教育活動

ウ 身体障がい者、要介護認定者等の社会参加活動

エ 町内会、経済商工団体等の地域活動

オ その他、市長が中心市街地の活性化に寄与すると認める市民活動等

(3) 営利を主たる目的としないもの。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 補助対象者が減免した額が、前項で算定した補助金の額を下回るときは、補助対象者が減免した額を補助上限額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、規則第4条に定めるもののほか、事業計画書(様式第1号)を添付して行わなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条に定める実績報告は、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日までに、事業報告書(様式第2号)及び収支決算書(様式第3号)を添付して行わなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症による影響に係る特例)

2 令和3年度に限り、第4条第2項を適用しない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

弥生にぎわい拠点市民交流ホール利用促進補助金補助金 事業計画書

事業の名称	
事業実施場所	
事業期間	
事業内容	
創意工夫	

様式第 2 号（第 7 条関係）

弥生にぎわい拠点市民交流ホール利用促進補助金 事業報告書

事業の名称	
事業実施場所	
事業実施日程	
事業内容	
事業の効果	

年度 弥生にぎわい拠点市民交流ホール利用促進補助金 収支決算書

（単位：円）

区分	団体名等	主たる事務所の 所在地	利用 日数	時間数	構成比	利用料 単価	利用料 総額	減免率	利用者 負担額	補助額
文化芸術活動										
	小計									
サテライトキャンパス等 教育活動										
	小計									
身体障がい者、要介護認定 者等の社会活動参加										
	小計									
町内会、経済商工団体等の 地域活動										
	小計									
その他										
	小計									

(A)
(補助金額)

円
円× 2 / 3

(千円未満切り捨て)
※必要に応じて、適宜行を追加して使用すること。